

## 〔史料紹介〕

「天和三年就日光御修復被仰渡覚帳」（弘前図書館蔵）

長谷川 成一

ここに紹介する「天和三年就日光御修復被仰渡覚帳」（以下、「修復覚帳」と略記）は、弘前図書館蔵八木橋文庫の所蔵にかかる記録である。内容は、天和三年（一六八三）閏五月二十六日から、貞享元年（一六八四）三月二十九日に至る、主として日光東照宮の造営・修復に関わる、江戸幕府と津軽藩との間でかわされた、修復工事に関する御用状を主に書き留めたものである。

当該史料に関する解題と歴史的な意義については、昭和六十二年に刊行した『昭和五十九・六十・六十一年度特定研究報告書 北日本文化の継承と変容』（弘前大学人文学部人文学科特定研究事務局 以下、『特定研究報告書』と略記）に収録した、拙稿「『天和三年就日光御修復被仰渡覚帳』と若干の問題―新史料の紹介をかねて―」上において述べてあるので、参照していただきたい。

また本誌に改めて当史料を掲載させていただいたのは、次の理由による。第一に、『特定研究報告書』にあつては、紙数の関係から当該史料を全体の五分の二程度しか掲載できなかった。したがつてあとの五分の三を如何にするかという問題が残されたのであるが、特定研究とい

う研究予算の性質上、残りの史料を継続して掲載することの可能な予算措置が事実上不可能であることを考慮した。第二に、当史料は史料的な価値を考えた場合、早期に研究者の利用に供したほうがよいのではないかという判断に基づいている。例えば福井敏隆「津軽藩における支配機構の一考察―天和・貞享・元禄期を中心として―」（長谷川成一編『北奥地域史の研究―北からの視点―』名著出版 昭和六十三年）において、『特定研究報告書』にあつて活字化した箇所が既に活用されており、今後も幕藩体制確立期における普請役の問題などを考察する上で、大いに裨益するであろうと思われることから、史料の全体を早期に明らかにしたほうがよいと考えたのである。第三に、当史料を架蔵する弘前図書館蔵八木橋文庫は、現在のところ近日中に公開される予定がないため、研究者が当史料を閲覧する機会が、今の時点ではないことによる。以上の三点を踏まえて、また論文に活用した研究者の御意見も尋ねたところ、おおむね筆者の考えに賛成であること、本誌編集委員の許可を得たことにより、ここに「修復覚帳」の全体を紹介することにした。

なお前回の『特定研究報告書』にあつては、「修復覚帳」を基本として、『国史大系 徳川実紀』・「津軽藩江戸日記」等の日光普請役にかんする記事を該当年月日に配置して、編年体による史料集成の形式を採用した。本稿においては、紙幅の関係からその形式を取ることはせず、「修復覚帳」全体の翻刻をあくまでも第一義として紹介することにした。前回の方式と異なることによって、利用に御不便をおかけしたとすれば、誠に申し訳けないことであるが、右に申し述べた筆者の意図を御汲み取りいただければ幸いである。

凡例

収録にあたっては、原典に忠実であることを基本とし、形式も原典にならうように務めた。ただし、編纂の都合により、次のように取り扱った。

- 一、全文に、適宜読点と並列点を施した。
- 一、原典中の漢字で常用漢字にあるものは、原則として現代用字を使用した。
- 一、変体仮名と合字は通用のひらがなに改めた。
- 一、欠字・平出・抬頭の箇所は、通常の文体に改めた。

(表紙)

(縦二九・七×横二一・二cm)

天和三癸亥年

就日光御修復

被仰渡覚帳

從閏五月廿六日至于貞享元甲子年三月廿九日

津輕玄蕃

田村藤太夫

堀伝左衛門

於江戸并日光被仰渡之覚

目録

- 一、以御奉書殿様被遊御登城日光御修復御手伝被仰渡候事、
- 一、就日光御修復以御黒印被仰渡候事、
- 一、日光御修復三御奉行様御覚書并以御口上被仰渡候品々之事、  
付御差函并御役人被申渡候事、  
右月日之順次第記之、

於江戸被仰渡之覺

天和三癸亥年

閏五月廿六日

一、今日未中刻、大久保加賀守様・阿部豊後守様・戸田山城守様御連署  
之御切紙参候、御文言之趣、

御用之儀有之候間、明日四時可有登城候、以上、

閏五月廿六日

戸田山城守

阿部豊後守

津輕越中守殿

大久保加賀守

右之御請

御切紙拜見仕候、御用之儀御座候間、明日四時可致登城之旨畏奉存  
候、右之節他仕御請罷成延引候、恐惶謹言、

津輕越中守

閏五月廿六日

御名乗御判

大加賀守様

阿部豊後守様

戸田山城守様

御報入々御中

右之御請於那須遠江守様御下屋敷相認、御月番阿部豊後守様江御聞役小  
川貞右衛門持参差上之、

閏五月廿七日

一、今日辰刻御登城被遊候之処、御老中様被仰渡候者、今度日光御宮并  
御本坊御修復御手伝被仰付候旨被仰渡候、

一、右之節日光御修復御手伝之御同役并御役高之御書付、左ニ記之、

日光御修復御手伝之覺

御宮并本坊

役高七万石

丹羽若狭守

役高五万石

内藤左京亮

役高三万石

津輕越中守

御仏殿并御殿大師堂

役高七万石

真田伊豆守

役高五万石

戸沢能登守

以上、

殿様從御城直ニ堀田筑前守様・大久保加賀守様・阿部豊後守様・戸田山  
城守様・牧野備後守様江御出、巳刻被遊御歸候、

閏五月廿八日

一、今日未下刻大久保加賀守様江御聞役戸沢弥五兵衛被遣候処、加賀守  
様申中刻從御城御退出、使者之間江御出、弥五兵衛ニ被仰聞候は、今  
度日光御用ニ付彼地江御引越可被成様ニ御手伝方何も可被思召候得共、  
左様ニは無御座候、奉行人并人足等被遣丁場御請取せ、御普請中四・  
五日之御逗留ニ而兩度程御越被成、御見廻り御歸被成義ニ御座候間、  
左様ニ御心得可被成之由私御直ニ被仰渡候、

六月六日

一、殿様江日光御普請三御奉行松平備前守様・保田甚兵衛様・山下五郎

右衛門様より御切紙参候、左ニ記之、

日光御用之儀可申渡候間、明七日五過備前守宅江御家来耆人可被  
差越候、以上、

六月六日

山下五郎右衛門

保田甚兵衛

松平備前守

津輕越中守様

右御返報

御切紙致拜見候、日光御用之儀被仰渡候間、明七日五過備前守殿御  
宅迄家来耆人差越可申之旨得其意存候、以上、

津輕越中守

六月六日

松平備前守様

保田甚兵衛様

山下五郎右衛門様

六月七日

一、從三御奉行様昨日被仰越候ニ付、今日松平備前守様御宅江田村藤大  
夫被遣候処、日光御普請御用之御書付三通御渡被成候、左ニ記之、

小屋場之寛

一、御宮方

丹羽若狭守

内藤左京亮

津輕越中守

真田伊豆守

戸沢能登守

右之面々江は鉢石裏西東ニ而可相渡事、  
一、御堂方

右之面々江は六供之辺ニ而可相渡事、

以上、

御手伝方家来之寛

一、家老

耆人

一、本ノ役

式人

一、御普請方奉行

式人

以上、

寛

一、御廟廻江罷出候役人足は輕对之衣類不苦候、其外之御普請場江出候  
人足は合印計付候之様可被致事、

一、御普請丁場割之義は、追而委細可申渡事、

一、役人足小屋場之儀於日光山口忠兵衛御被官之者可相渡候間、可被得  
其意候、小屋懸等之儀輕可被申付事、

一、小屋場所之儀別紙相注候事、

付、可被請取小屋地墾之坪数被遂穿鑿、早々書付可有持参候、  
一、下奉行人数之儀別紙相注之事、

以上、

六月七日

六月十三日

一、昨晚松平備前守様從御家來御用之儀有之候間、明朝可參之旨申來候付、今朝五時備前守様御宅江田村藤大夫致伺公候之處、御書付一通御渡被成候、左ニ記之、

覚

一、御宝塔取納候儀同新規取建候共、丹羽若狹守・内藤左京亮・津輕越中守役人足立合可申事、

一、御廟唐銅御鳥居廻三方石垣裏面共ニ築直、岩岐一ヶ所同断、同石柵新規立直し四半石敷直事、

一、御廟御宝藏地形下りを直し、土台を石ニ而取替、其外繕修復之事、

一、御本地堂南之方新規石垣取付より東中之御藏北之方隅迄石垣築直し繕、同石柵新規立直し、同岩岐老ヶ所ひうち石垣共ニ築直之事、

一、經藏・御宝藏・同御藏廻石垣築直し繕、四半石敷直し繕、仁王門前岩岐東之方より御本地堂西之岩岐迄石垣築直し繕、石柵立直し繕、同西之岩岐仕直し、仁王門兩脇石柵新規立直し事、

一、御本地堂前燈籠堂地形共直之事、

一、中之御藏北之方銅瓦塀取退、石垣築直し、塀繕、御藏登り高欄直し、下之御藏縁板高欄修復、御手水屋柱貫の鼻大輪仕直し、仁王門柱貫の鼻繕、下之番所修復之事、

一、本坊東之裏門より北江折廻表通石垣裏面共ニ築直し、其外右之場所何によらず致候へて不叶所之分修復之事、

以上、

右は津輕越中守御手伝方、

但、人足出入之道筋は仁王門通之事、

六月十三日

右之御書付御渡被成候ニ付、三御奉行様江御使者被遣之、

六月十六日

一、殿様江三御奉行様より以御切紙被仰越候趣、左ニ記之、

以手紙致啓上候、於日光小屋場所之儀來廿三日・四日可相渡之旨、

日光目代山口忠兵衛并御被官前沢藤兵衛方より申來候間、右之日限小屋場被請取候様ニ彼地江御家來可被差遣候、為其如斯御座候、

以上、

六月十六日

山下五郎右衛門

保田甚兵衛

松平備前守

津輕越中守様

右之御返報

御切紙致拜見候、日光小屋場所來廿三日・廿四日ニ可被相渡之旨、

従日光目代山口忠兵衛并御被官前沢藤兵衛申來候条、右之日限小屋場請取候様ニ家來共可差遣之旨被仰聞、得其意存候、以上、

六月十六日

津輕越中守

松平備前守様

保田甚兵衛様

山下五郎右衛門様

七月四日

一、今日大久保加賀守様・阿部豊後守様より御連書之御切紙参候、御文言之趣、

御用之義有之候間、五日四時可有登城候、以上、

七月四日

阿部豊後守

大久保加賀守

津輕越中守様

右之御請

御切紙拜見仕候、御用之儀御座候之間、明五日四時登城可仕之旨奉

畏候、私儀先日申上候通、尔今気色悪敷罷在候付、登城難仕迷惑奉

存候、委細使者口上ニ申含候、恐惶謹言、

津輕越中守

御名乗御判

七月四日

大加賀守様

阿豊後守様

御報人々御中

右之御用之儀、就日光御普請御黒印御頂戴被遊ニ付被為召候也、

七月五日

一、今日就御黒印御頂戴、昨日真田伊豆守様・戸沢能登守様江も御奉書

参候、殿様御事は依御風氣不被遊御登城、伊豆守様・能登守様御登

城、御黒印御頂戴、其写則右從御両所様参候、左ニ記之、

初之御ケ条ニは、今度日光御修復中不依何事申分仕間敷之旨、

二之御ケ条ニは、喧嘩口論并押買狼籍仕間敷之旨、

三之御ケ条ニは、人返停止之旨被仰出候趣也、

右御黒印之写参候付、御口上書被遣之候趣、左ニ記之、

口上之寛

今朝於殿中就日光御用御黒印被成御頂戴候、御写候而可被遣之旨、

堀田筑前守殿御老中御列座ニ而被仰渡候ニ付、右之御写被遣之、則

頂戴仕候、拙者儀気色悪敷罷在候故、筑前守殿御老中江則以使者御請

申上候、以上、

七月五日

津輕越中守

真田伊豆守様

戸沢能登守様

一、松平備前守様御家来より田村藤大夫方江御用之儀有之候間、今日昼

過備前守様御宅江致伺公候之様ニと手紙参候付参上仕候処、御書付

二通御渡被成候、左ニ記之、

覚

一、今度於日光山御作事方御石垣共ニはかゆき候手廻し存寄有之は、

此方江可被申聞事、

一、御普請にかゝり候もの、卯刻ニ罷出、申刻退出致さすへき事、

一、双方築合之所ニ而互に繩を見合、遅方を待、手木之前少もせり

あひ不申候様ニ堅可被申付候、御被官大石忠左衛門・内山清左

衛門・坂本三郎兵衛御普請之義ニ付而申付趣、違背不仕様ニ可

被申付事、

一、御材木并釘録其外諸色請取候節入念可遂吟味候勿論、御勘定之儀は面々ニ可相立事、

一、大工木挽つかひ候儀、毎日念入可改之、尤材木其外諸色つかひ候所も可為同前事、

一、御普請之道具何ニ而も盗不申ニ急度可申付置事、

一、御材木并石など道筋ニむさと不捨置様ニ可被申付事、

一、於御普請場喧嘩口論制禁之、縦如何様之仕懸有之といふとも可令堪忍之旨堅可被申付置事、

付、大工諸職人并人足等にいたるまで、随分あやまち不致様ニ可仕候事、

一、火之用心堅可被申付候、相定候火所ニ而用事相叶外ニ而火一切取扱不申様ニ是又急度可被申付候事、

右之通何れも御普請中被申合尤ニ候、以上、

亥七月 日

山下五郎右衛門

保田甚兵衛

松平備前守

一、忌服之事、

不苦候由、三御奉行様御口上ニ而被仰渡候、

一、兩御廟之内江出入候人夫札之事、

御宮方御三人御人数紛不申候様ニ札ニ而印可仕由、三御奉行

様御口上ニ而被仰渡候、

一、椎名小屋番之事、

御宮方御手伝御三人より替々可被成候、昼三人、夜四人程可

然之由、備前守様御家来西山治五右衛門申候、以上、

右之御覚書御渡被成候付、三御奉行様江御使者被遣之、

七月十二日

一、從松平備前守様御用之儀御座候間、可致伺公之旨被仰越候ニ付、田村藤大夫遂參上候処、今日日光御普請御手伝中御扶持方之御定書御渡被成候、左ニ記之、

覚

一、千五拾人扶持

高七万石役

丹羽若狭守

一、千五拾人扶持

高七万石役

真田伊豆守

一、七百五拾人扶持

高五万石役

内藤左京亮

一、七百五拾人扶持

高五万石役

戸沢能登守

一、四百五拾人扶持

高三万石役

津輕越中守

右は於日光山御普請手伝依被仰付、書面之通御扶持方被下候間、御普請始候日より仕廻候日迄、面々家来之者手形ニ以松平備前守・

保田甚兵衛・山下五郎右衛門裏判可被相渡候事、

一、三百人扶持

高貳万石役

松平備前守

一、六拾人扶持

高四千石役

保田甚兵衛

一、三拾老人扶持

高千七百石役

山下五郎右衛門

右三人御普請奉行依被仰付被下候間、道中上下彼地逗留中書面尙倍扶持之積、面々以直手形可被渡之候事、

以上、

天和三亥七月九日

豊後 印

加賀 印

市川孫右衛門殿

樋口又兵衛殿

右御書付相渡り候ニ付、為御礼、堀田筑前守様・大久保加賀守様・阿部豊後守様・戸田山城守様・牧野備後守様江御使者御聞役被遣之、

七月十四日

一、殿様江從三御奉行様以御切紙御家来当御地発足之儀御差図被成候、

左ニ記之、

以手紙致啓上候、拙者共儀廿二日・廿三日之内段々御当地可致発足候之条、御家来衆は拙者共日光着二・三日以前ニ彼地江参着被申候様ニ可被遣候、為其如斯御座候、以上、

七月十四日

山下五郎右衛門

保田甚兵衛

松平備前守

津輕越中守様

右御返報

御切紙致拜見候、各様来廿二日・廿三日之内御当地御発足可被成之条、家来共義日光御着二・三日程以前彼御地江致参着候様ニ可差遣旨被仰聞、得其意存候、以上、

七月十四日

津輕越中守

松平備前守様

保田甚兵衛様

山下五郎右衛門様

七月十六日

一、從三御奉行様御五手御家来江以御廻状被仰渡候趣、左ニ記之、

以手紙申入候、御被官大石忠左衛門・内山清左衛門明後十八日御当地発足、日光江罷越候、彼地到着次第権名伊予小屋場相渡、早速致竹矢来番所申付、從爰元御宝塔之木形其外段々遣入置申筈ニ候之間、左候は兼而申渡候通早々小屋番之義各被仰合被相勤、尤ニ存候、為其如是候、以上、

七月十六日

山五郎右衛門

保甚兵衛

松平備前守

植木次郎右衛門殿奉

相木市兵衛殿奉

田村藤大夫殿奉

金井久右衛門殿奉

竹尾十兵衛殿奉

於日光被仰渡之覺

七月廿日

一、酉刻御被官大石忠左衛門・内山清左衛門致日光到着候ニ付、丹羽若狭守様御家来・内藤左京亮様御家来申合、右坊江山中六左衛門・神又兵衛見廻申候処、兩人致対面申渡候は、明日椎名小屋場久次郎と申所にをひて小屋場相渡申候付、御手伝方より人足諸道具為持可遣旨申候、但惣匪矢来之儀は従公儀被仰付候之由申渡候、

覺

一、右御用ニ付御被官より覚書廻申候趣、左ニ記之、

一、繩張杭木

式・三本宛

但長四五尺、太三寸

一、なよ竹

四・五本宛

一、繩

三・四房宛

一、かけや

老挺宛

一、鋤鎌

二・三挺宛

一、御役人足

六・七人宛

右は明廿一日之朝五過ニ久次郎と申所迄御もたせ可被遣候、椎名伊予小屋場見分仕候、天氣悪御座候而も罷出候、右入用之儀江戸ニ而三人之御奉行衆拙者共方より可申達之由被仰候付、如斯御座候、以上、

七月廿日

内山清左衛門

大石忠左衛門

種橋助之進様

岡田長兵衛様

大島半兵衛様

穂高兵右衛門様

田村藤大夫様

堀伝左衛門様

七月廿三日

一、椎名小屋場地形平均可申旨、御被官衆より以廻状申渡之趣、左ニ記之、

覺

椎名伊予小屋御鑄物鑄立候場所地形高下御座候間、明廿四日明六過ニ御役人足百人程地形平均候諸道具御持せ御出候様ニ可被仰合候、尤人足御つかひ候下奉行衆御出御尤ニ存候、私共右之刻限ニ彼地江可罷出候間、左様ニ御心得可被成候、以上、

七月廿三日

大石忠左衛門

内山清左衛門

種橋助之進様

岡田長兵衛様

鈴木治部右衛門様

原与三兵衛様

大島半兵衛様

穂高兵右衛門様

納左大夫様

舟生原右衛門様一源

出村藤大夫様

堀伝左衛門様

七月廿六日

一、已刻從松平備前守様以御使御用有之候間、家老并本ノ役一人・御普請方奉行一人可參之旨被仰越、依之、玄蕃并田村藤大夫・山中六左衛門御宿坊江致伺公候、若狭守様・伊豆守様・左京亮様・能登守様御家来も參上仕候処、備前守様・甚兵衛様・五郎右衛門様御列座ニ而被仰渡候は、御普請初来廿九日ニ而候、就其被仰渡候義御書付御読せ被成、御五手惣奉行江一通宛覺書御渡被成候、并御普請中御扶持方請取日限之書付是亦御渡被成候、此兩通之御書付左ニ記之、就其御書付之趣を以、玄蕃於御次、鈴木長兵衛殿其外坂本三郎兵衛・内山清左衛門・大石忠左衛門・鶴飛驒江御普請初之諸式申談之、

覺

- 一、来廿九日卯刻御普請初ニ候之間、可被致其心得事、
- 一、明廿七日丁場御被官之者相渡候間、杭木持參請取可被申事、
- 一、御普請初翌日より丁場切之石垣・石柵等散乱之分取退可被申事、
- 一、足代木從明日段々相渡可申候間、被出役人寸間等一所之大工出し改させ申候間、念を入請取可被申事、
- 一、丁場切ニ不足石之分相改、石之員数早々書出可被申事、
- 一、足代江詰候土俵入候之間、其支度可被申付事、

但員數之儀は重而可申渡事、

一、御宮方ニ番人被差置ニ而可有之候条、其心得可有之候場所は見分之上重而可申渡事、

一、椎名小屋江鑄物方奉行可被差出事、

一、火之番不限昼夜宿坊江も廻り可申候之間、其心得可有之候、若宿坊并下小屋等出火之節は無断而入込消可申候間、兼而火之番之面々まとひ相給、灯燈之紋以下承置可被申事、

以上、

七月廿六日

御扶持方請取被申候日限

八月 十四日 十五日

同月 廿八日 廿九日

毎月右之日限請取可被申候、以上、

一、右之節三御奉行様御五手惣奉行江被仰候は、明後廿八日より椎名小屋江鑄物方奉行出し候義、從御宮方老人、從御堂方老人、兩人宛順番ニ可相動候、但椎名伊予鑄物仕候時分唐銅江之合せ物仕候節は御定之通致調合候哉、差引も可有之候哉、為見届被仰付候間、其節は從御五手老人宛合五人之奉行出し可申候、尤奉行は輕侍可然申被仰渡候、

一、右之節三御奉行様御五手惣奉行江被仰候は、御普請中宿坊并小屋為火消役千人組頭之内萩原七郎兵衛・窪田甚之助被仰付候間、其段各相心得可申由被仰渡候、

一、右之節鈴木長兵衛殿御五手惣奉行江被申候は、今日三仏堂之脇御宝

塔江之道筋御掃除被仰付候間、御宮御手伝方より人足出し可申候、  
尤御普請奉行之内耆人宛差添可申由被申渡候、

一、右之節鈴木長兵衛殿御五手惣奉行江被申候は、明廿七日面々御請取  
之御丁場御被官衆相渡候間、不残仁王門前江可相集候、尤杭木等其  
外入用之諸道具持参可仕由ニ御座候、長兵衛殿ニも右之刻限ニ可被  
罷出由被申渡候、

但右廿七日御丁場請取之義は相延申候様子、委細日記ニ有之、

七月廿七日

一、從三御奉行様御書付二通を以被仰渡候趣、左ニ記之、

御宮方

足代材木仕分之覚

一、百四拾四本 縦・松・榎長式間半木 六寸角

六拾八本 丹羽若狭守

内、四拾八本 内藤左京亮 但耆万石ニ付九本宛

式拾八本 津輕越中守

一、七拾式本 同長式間耆尺木 七寸角

三拾四本 丹羽若狭守

内、式拾四本 内藤左京亮

拾四本 津輕越中守

一、七拾式本 同長式間耆尺木 五寸角

三拾四本 丹羽若狭守

内、式拾四本 内藤左京亮

拾四本 津輕越中守  
一、七拾式本 同長式間木 七寸角

内、三拾四本 丹羽若狭守  
内、式拾四本 内藤左京亮  
拾四本 津輕越中守  
一、百五拾本 同長式間木 六寸角  
七拾本 丹羽若狭守

内、五拾本 内藤左京亮  
三拾本 津輕越中守  
一、三百枚 同長式間木 幅耆尺  
厚五寸

百四拾枚 丹羽若狭守  
内、百枚 内藤左京亮

六拾枚 津輕越中守  
本数合八百拾本

但

三百八拾本 丹羽若狭守方江請取、

式百七拾本 内藤左京亮方江請取、

百六拾本 津輕越中守方江請取、

以上、

覚

一、来廿九日卯刻より御普請初候間、一手より人足五人宛御出し可  
有之事、

一、御材木今日より被請取候様子は、請負之者引渡候上ニ候之間、

御宮方三手、御堂方二手木数割付、勝手次第請負之者可相渡と

申、日切迄段々御請取可有之候、尤從公儀大工棟梁出し寸間之儀は相改候得共、弥請取候節、下奉行中念を入改請取候以後、

面々より今日は何程請取候と員数書付御越可有之事、

一、御材木被請取候ハ、面々請取之大工小屋場江入置、番人差置可被申候事、

一、昨日も申渡之通会所小屋明日山口忠兵衛より相渡可申候間、番人被差置、晝以下御被官好次第御手伝下奉行中出合請負之方江申付、御數せ可有之事、

以上、

一、三御奉行御五手本ノ役江被仰候は、御材木并鉄物請負之手形写置、自然滞申義も御座候は請負之者江可申越由被仰渡候ニ付、写留差置申候證文四通、委細諸式留帳末ニ有之、

一、松平備前守様於御宿坊堀伝左衛門・神又兵衛ニ被仰渡候ハ、足代御材木寸間改候棟梁三人、

下鉢石町 権九郎

西大工町 庄兵衛

蓮花石 弥左衛門

右之者共相改候得共、請負之者共と挨拶如何可有之も知れ不申候間、御割付之御書付ニ少も相違無之様ニ請取候役人江急度申付、老分も不足ニ候ハ、請取候事無用に可仕由、備前守様御直ニ堀伝左衛門・神又兵衛ニ被仰渡候、右棟梁三人見知置可申由ニ而、御家来西山治

五右衛門引合ニ而伝左衛門・又兵衛逢申、御材木請取之場所等聞届申候、

一、仁王門下神人御番所當御手ニ而足輕四人ニ而代々相勤可申由、三御奉行様玄蕃江被仰渡候、

一、松平備前守様玄蕃ニ被仰候は、御用ニ付御宿坊江致伺公候、度々下着候、御普請始候以後は不苦候間、向後立付ニ而参上仕候様ニと御指図被成候事、

七月廿八日

一、今日申刻御用御座候由松平備前守様御家来天野六藏・西山治五右衛門方より玄蕃江手紙参候付、則備前守様御宿坊江玄蕃致伺公候処、御五手惣奉行何も相詰罷在候、松平備前守様・保田甚兵衛様・山下五郎右衛門様御列座ニ而被仰渡候は、弥明廿九日御歛初ニ候得は、御規式等も首尾能様ニと被思召候、且は江戸江聞江候而も御規式不宣段は別而迷惑成義ニ候間、弥御規式首尾能様ニと被思召候、就其御廟之図御宮并御仏殿共ニ被仰付候間、御絵図致拜見無相違様ニ可相勤由被仰渡、則御宮・御仏殿之御絵図を以段々御規式之次第被仰聞、其上鈴木長兵衛殿委細被申聞候、則御絵図玄蕃江御渡被成、弥可申由、三御奉行様被仰候、尤御本紙は明日差上候様ニ被仰候、

一、右之節三御奉行様被仰渡候は、於江戸被仰渡候之通、第一御黒印之趣何も急度可相守候、喧嘩口論之儀弥以堅可被申付候、如何様之子細有之候ても御山之内ニ而斬罪申付候儀は堅可致停止候之由、備前守様被仰候、甚兵衛様・五郎右衛門様ニも被仰候は、前々より終ニ

御山之内ニ而斬罪等仕義は無勿体義、只今迄無之事候間、重々相慎可申由被仰渡候、

- 一、明廿九日御普請初ニ付御会所御入用ニ候間、薄縁十枚・わらむしろ廿枚、請負之者方より御宮方御三手之下奉行請取之、明朝御会所江持參致候様ニと内山清左衛門申渡候、

七月廿九日

- 一、今朝於奥院御鞞初之御規式終て三御奉行様御帰之節、於陽明門之内丹羽若狭守様御請取之御丁場之義、江口三郎右衛門ニ被仰渡、次ニ陽明門之外於鐘楼・鼓楼之場内藤左京亮様御請取之御丁場之儀近藤惣兵衛ニ被仰渡、次ニ陽明門下於唐銅御鳥居場殿様御請取之御丁場之儀津輕玄蕃ニ被仰渡候、後刻御被官を以御丁場境杭を立、御割渡可被成之由被仰渡候、

- 一、於松平備前守様御宿坊三御奉行様御覚書以二通被仰渡候趣、左ニ記之、

覚

- 一、仁王門前岩岐より東神人番所迄之事、
- 一、御本坊西側之事、
- 右二口丹羽若狭守丁場
- 一、御本地堂西より草輪塔東迄之事、
- 一、石之御鳥居兩脇之事、
- 右二口内藤左京亮丁場
- 一、仁王門前岩岐より御本地堂西之方岩岐際迄之事、

右は津輕越中守丁場

- 一、御仮殿西側之事、

- 一、新宮馬場新道之事、

右二口真田伊豆守丁場

- 一、御殿東側南之裏御門迄、同光樹院坂西折廻之事、

- 一、御旅所之事、

右二口戸沢能登守丁場

右は来九月十七日御祭礼前ニ出来可仕事、

亥七月廿九日

覚

- 一、御石垣方九月御祭礼前ニ出来候丁場、別紙書付相渡候事、
- 一、明晦日より面々丁場江人足出し、御石垣に取付、段々勝手次第ニ御普請可被申付事、
- 一、石垣之分は早々元のことくに築直し、石之矢来等不足之分先日も如申渡早々書付可被差出事、

以上、

七月廿九日

- 一、仁王門内御蔵之前御番所番人之義、給人式人宛昼夜可相勤由三御奉行様玄蕃江被仰渡候、但御番所は従前々有来候御番所ニ差置申筈ニ御座候、勤方委細諸式留帳ニ有之、
- 一、御宝塔江御奉行様方御出之時分は、惣奉行之内耆人宛可罷越旨三御奉行様玄蕃江御差図被成候、

七月晦日

一、從三御奉行様土俵員數之義以御書付被仰渡候趣、左ニ記之、

御宮方 土俵數之覺

一、老方四千六百四拾俵

六千八百三拾貳俵

丹羽若狹守

内、四千八百八拾俵

内藤左京亮

御堂方

貳千九百貳拾八俵

津輕越中守

一、老方三千百貳百八拾俵

内、七千七百四拾七俵

真田伊豆守

五千五百三拾三俵

戸沢能登守

二口合貳万七千九百貳拾俵

七月晦日

一、三御奉行様被仰候は、明日於三仏堂之後土取場相渡可申候、其節鈴

木長兵衛罷出候而差図可申候間、役人出合請取候様ニと被仰渡候、

一、從保田甚兵衛様・山下五郎右衛門様以御廻状被仰渡候趣、左ニ記之、

以手紙申入候、然者鈺鉸請負候冬木屋市兵衛方より椎名伊予ニ鈺

鉸可相渡候之条、其元鑄物奉行中一手より老人宛被差出之、貫目

相改、立合候而椎名方江請取候様ニ被申付尤ニ候、為其如斯候、

以上、

七月晦日

保田甚兵衛

山下五郎右衛門

江口三郎右衛門殿奉

木村縫右衛門殿奉

近藤惣兵衛殿奉

井関内蔵助殿奉

津輕玄蕃殿奉

一、從鈴木長兵衛殿足代木定之書付相渡り候ニ付、左ニ記之、

足代木請取之覺

七寸角 六寸五分迄は請取、 入木為致可申事、

六寸角 五寸五分迄は請取、 入木為致可申事、

五寸角 四寸五分迄は請取、 入木為致可申事、

五寸丁 厚四寸五分迄幅は有次第ニ請取入木為致可申事、

右書付之分より細き分式本も請取被申間敷候分、廻し之義は念を

入さし詰致、勘定入木請取可被申事、以上、

七月晦日

一、三仏堂より奥院御下段江御普請通ひ道付申ニ付、内藤左京亮様御請

取之場所と当御手御請取之場所之間ニ竹矢来可致之由、鈴木長兵衛

殿被申渡候事、

八月朔日

一、御藏之煎御番所侍兩人充差置、夜中は灯燈ニ而一兩度廻らせ可申候、

番所ニは鉄之行燈差置可申候由三御奉行様被仰渡候事、

一、御会所江三御奉行様御出被成候は、御宮方・御堂方共ニ惣奉行御会

所江罷出、御用も御座候哉と相伺ひ可申旨、三御奉行様御五手惣奉

行江御差図被成候、

一、今日三御奉行様玄蕃江被仰候は、毎日御普請場へ罷出候ニ残暑も強、

終日日にあたり申事ニ候へハ不苦候間、菅笠着し可申候、此段御四手惣奉行中江も可申通由御差図被成候、

八月二日

一、三御奉行様玄蕃江被仰候は、仁王門前阿房石前々之通ニ為築候而はこうはひも無之、重而地震など有之崩候義も難計候之間、四・五尺前江出し、こうはひを付、為築可申候、尤此並之分は右之通惣並石垣前江出し可申由被仰渡候、

一、阿房石之事埋候ても可然候得共、名之有之石之事ニ候得者、前之通築立可申候、乍尔前方ハ根入少ニ候之故、倒申候間、地形江掘込、石ハちいさく見え候共、以後少々之地震ニはたをれ不申候様ニ為築可申由被仰渡候、

一、右之石垣成候分は面切為致間敷候、乍尔仁王門前見付之義ニ候間、面切石矢来脇々よりハ晴かましく候間、其心得可被致候、乍去餘り念を入候へハ、脇々の丁場も段々念入過申事ニ候間、大底不見苦様ニ可申付由被仰渡候ニ付、此方石垣計築出候而ハ丹羽若狭守様御丁場之石垣取合悪敷、左右之石垣出入可有之候得共、弥御石垣こうはひ之義築出之段も被仰渡候通ニ可申付哉と玄蕃伺ひ申候処、成ほど其通ニ候、此方石垣出来之様子次第丹羽若狭守様御丁場之石垣も前江出し築直し候様ニ可被仰付由ニ付、阿房石を始、其並之石垣之分不残取崩申候、

一、此方御丁場石矢来取退させ、石垣をも近々取付せ可申由人足等あけ候道筋、三仏堂脇より先日道付させ草刈せ置候之間、奥院此方御丁

場柵を切せ、道を付かわせ可申候、柵之所ニは仮戸を付、錠をおろし、其下三仏堂之東ニ張番をすへ、内藤左京亮様当御手より足輕番人老人充出し、兩人ニ而可相勤候由三御奉行様玄蕃江被仰渡候、

八月三日

一、從御会所三御奉行様、御官方・御仏殿方本ノ老人充可致同候、御用御座候由被仰越候ニ付、此方よりハ堀伝左衛門参上仕候処、足石之書付御渡被成候、左ニ記之、

覚

一、平築石大小 表式尺三寸より式尺五寸迄跡面卷尺扣四尺

表卷尺八寸より式尺五寸迄跡面七寸扣三尺より四

尺迄

五千本

一、割栗石

五拾坪

一、裏栗石

式拾坪

以上、

右は白子屋伊右衛門請負候間、早々切出候様ニ可被申付事、

八月三日

御宮切抜石之矢来寸法之覚

一、式拾式枚 長六尺五寸五分

此内式枚切付ぎほうしゆ柱有、

一、九枚 長六尺八寸六分

此内老枚切付ぎほうしゆ柱有、

一、八枚 長六尺

此内老枚切付ぎほうしゆ柱有、

メ三拾九枚

右之分早々切出し候様ニ冬木屋市兵衛ニ可被申付事、

八月三日

右御書付二通之内、切抜石矢来寛書は丹羽若狭守様御手江相渡申候、

一、右之節三御奉行様堀伝左衛門ニ被仰渡候は、仁王門前東之方丹羽若狭守様御請取之御丁場石垣築直し候積ニ御心得、同所西之方当御丁場石垣四尺前江出し候様ニと先日被仰渡候得共、是は御心得違ニ而龜相成義被仰候、若狭守様御丁場築直不申差置申儀ニ候間、当御丁場も、弥石垣之並こうはひ元之通ニ築立可申由被仰渡候、

一、今度石垣之儀何も御請取之場所結構ニ致度存候之段尤ニ候得共、左様ニ結構ニ致候而ハ無際限儀ニ候間、如元築立足石・割栗石・裏栗石之類多入不申候様ニ随分念を入可申付候、差而元より結構ニ致候儀ニ而は無之旨、三御奉行様堀伝左衛門ニ被仰渡候、

一、於御会所三御奉行様御五手惣奉行江被仰候は、此已後は御宮方より耆人、御仏殿方より耆人、本メ役之者御会所江相話させ可申候、面々御用有之候とて、三御奉行様之御宿坊江參、伺候義可致延引候、御用之儀伺候事之分は御会所江罷出、伺可申候、本メ之内耆人充相話

候上は、惣奉行罷出候ニは及不申候、輕義は本メ之伺ニ而相濟候、重き儀は各別之事ニ候、兎角御用之遅々無之様ニ御普請之はか參候様ニと被思召候由、御差図被成候、

一、於御会所御被官衆堀伝左衛門ニ申候は、御藏廻石垣切合之事三御奉行様被仰候は、最前は切合石之面をも具合切直し可申候、但不損石は其俣ニ而差置可申由被仰候得共、少々損候石をも差置可申候、且又出候石をハ打込候、石をハ打出し石之合目大底直し候へハ能候、併切合面直し候へて不叶石は各別之由申渡候事、

八月五日

一、今朝三御奉行様於輪藏前玄蕃江被仰渡候ハ、仁王門前石垣脇々ニ無之大石共殊最前江築出候様ニ被仰渡、追而又元之ことく跡江しさらせ候様ニと被仰渡、兩度ニ替り候故、一入手間取可申候、兎角近々奥院御宝塔辺江も取付せ可申候、此段は後刻於御会所可被仰渡候、三御奉行様御存寄被成候は、輪藏之脇石垣上之石矢来江も取付せ可然候由被仰候ニ付、玄蕃申上候は、奉畏候、兼而請取之御丁場所々見合手分仕、御普請可申付覚悟ニ御座候処、被成御意候通仁王門前石垣大石共ニ御座候故、小人数之内手分候てハ中々存候様ニ石垣築立かたく御座候、勝れ候大石共築立候は、其以後人数を分、所々見合可申付と奉存候故、延引仕候由申上候へハ、一段尤ニ思召候、乍尔一兩日も過候は、方々御丁場之内可被仰付候之内、其前ニ四・五人充成共石之辺江懸、石之面切繕并石矢来改足石等申付候義可然由被仰候付、奉畏候、石矢来之員数後刻於御会所差上可申と奉存書付

仕置候由申上候、

- 一、於仁王門前又玄蕃江被仰渡候は、並木之杉倒懸り候樹何とそ崩落不申候様ニ猶以可申付候、乍尔其上ニも倒候ハ、無是非候由被仰候ニ付奉畏候、倒樹崩落不申積詮議仕、為釣置候様ニ昨日申付、今日諸道具出来次第為釣置申義ニ御座候由御挨拶申上候ヘハ、一段尤之由被仰候、

一、夫より於御会所ニ御奉行様御五手惣奉行被招之御書付ニ通御渡被成、

此御書付之通無油断御普請可仕由被仰渡候、右之御書付左ニ記之、

覚

- 一、前日より雨降続候時は翌朝御普請相止、人足出し被申候儀可被致無用事、

一、俄雨にても御普請難成、強降候時分は御普請被相止尤候、其刻は御宮方御手伝衆之内より老人、御堂方御手伝衆之内より老人、本ノ之衆にても普請奉行衆にても老人此方江断可被申事、右ニケ条之外は、天気様子次第ニ被致御普請尤ニ候事、

以上、

足代出来之覚

- 一、明六日より大工成次第小屋入仕、十二日迄ニ足代切組出来之事、
- 一、七日切ニ材木皆済之事、
- 一、十二日ニ御宝塔廻御縁石御岩岐石取除、則日に御胴筒之廻り組木仕、同足代木場所江運置申積之事、
- 一、十三日・四日兩日に足代取立申候事、

一、十四日・五日兩日に土俵詰立申候事、

一、十六日より御笠石割懸り可申事、

一、当月中に御宝塔不残割取可申事、

以上、

八月五日

八月七日

- 一、於御会所ニ御奉行様御五手惣奉行江被仰渡候は、足代木請負之町人今日不残相渡候筈之処、色々ニ申足代木調不申候、就其兼而各手前ニ為御用差置被申候材木、当分御公儀江御借可被成候間、左様ニ相心得内々書出し被申候、材木員數之通於安養沢相渡可被申、請取役人之義は可被仰付候間、明日より材木之寸間其並々ニ而積所を定可被相渡候、其上ニ而兼而之書付之通材木請取可被申候由被仰渡候、
- 一、右之通ニ而も御宝塔足代木不足可申候条、御宮御山之内立枯之木有之候間、御宮御手伝方より伐せ可被申候、委細山口権六江可申談候、尤大楽院江も断、権六方より木數可申入候間、申合代せ可被申候、右立枯之木伐せ候ハ、三仏堂之脇ニ積せ可申候、幸從御宮三仏堂脇江新道有之候間、勝手ニも能可有之候条、其通可申付由被仰渡候、

八月十日

一、於御会所ニ御奉行様以御書付被仰渡候趣、左ニ記之、

覚

- 一、平築石惣數四百七拾本有之分、五ニ割候而一手江九拾四本充可

被請取候、此外二百三本新規さや石垣之分内藤左京亮御手伝方  
江請取可被申事、

一、釘絲請負之者呼寄、惣釘絲何程支度候哉、又は足代ニ入候絲御  
手間無之様ニ可被申付事、

一、切抜石柵四半石、先日書付之通無相違早々差出候之様ニ冬木屋  
市兵衛ニ可被申渡候事、

以上、

八月十日

八月十一日

一、御扶持方請取候日限之定、重而今日從三御奉行様今市御蔵手代江以  
御書付被仰遣候趣、左ニ記之、尤御五手江も写置、此御書付之通請  
取可申由被仰渡候、

御扶持方渡候覚

十四日 廿八日

月之大小共ニ

三人之奉行并鈴木長兵衛・野沢彦兵衛・山口忠左衛門御被官三人・

鶴飛驒棟梁式人、

十五日 廿九日

月之大小共ニ以上、

五人御手伝方

右之通兩日ニ分候而請取可申候間、其心得ニ而可被相渡候、以上、

八月十二日

八月十七日

一、三御奉行様玄蕃江被仰渡候は、從今日御宝塔取納申候間、御宮方御  
三手之惣奉行罷出、一同に御鎚初仕らせ可申之由、且亦明日よりハ  
丹羽若狭守殿・内藤左京亮殿・津輕越中守殿と段々一日替ニ相勤可  
申由被仰渡候、

八月十八日

一、三御奉行様より以御書付被仰渡候趣、左ニ記之、

覚

一、明十九日より、椎名鑄物場江人足五人充五手より御出し可有之  
事、

一、新規仮護摩堂江入候材木、明日より白子屋・吉田屋手前より請  
取可被申事、

以上、

八月十八日

八月廿日

一、於御会所三御奉行様玄蕃江被仰候は、尤御定之御丁場ニは無之候得  
共、御奉公之儀候間、修学院惣廻石垣崩申候所々築直可申由以御書  
付被仰渡候趣、左ニ記之、

修学院石垣之覚

一、外かわ石垣崩候間、元のことく築直しの事、  
一、同裏面石垣崩候間、元のことく築直しの事、

以上、

八月廿日

右之節丹羽若狹守様江は光樹院石垣、内藤左京亮様へハ観音院石垣築直し可申由被仰渡候、

八月廿一日

- 一、三御奉行様玄蕃江被仰候は、御宝塔割申義先達而は御三手番手ニ割可申旨被仰渡候得共、今朝よりハ御手一同ニ割可申旨被仰渡候、
- 一、於御会所三御奉行様御五手本ノ役江被仰候は、所々御修復銅瓦、明日請負之者ニ御被官立合改可申候間、損候者吟味之上足瓦可申付由被仰渡候事、

八月廿二日

- 一、松平備前守様御五手惣奉行江被仰候は、只今迄は御官方御仏殿方と相わかり勤被申候得共、向後は何も申合相勤候様ニと被仰渡候、
- 一、御宮御手水所かな物飾屋左兵衛請負申候、三度焼被仰付候間、焼付之刻当御手より下役人出し改候様ニと、鈴木長兵衛殿被申渡候、

八月廿三日

- 一、陽明門下大岩岐之儀、兼而は従公儀被仰付筈ニ御座候得共、当御手ニ而築直可申由三御奉行様玄蕃江被仰渡候、

八月廿五日

- 一、三御奉行様御五手惣奉行御会所江被招之被仰渡候は、先達而爰元御普請之様子江戸江御注進被成候処、御奉書如是今日致到来候間、各拝見可仕之由被仰付、則何も拝見仕候処、初ケ条は御宝塔御笠御鉢物之儀能出来申之由、二ケ条は御笠石御礎初之義、三ケ条は丹羽若狹守様・内藤左京亮様・殿様・真田伊豆守様・戸沢能登守様御普請場段々出来、入精之段被御用届達上聞候趣、御老中様御連判ニ而松平備前守様・保田甚兵衛様・山下五郎右衛門様御充所ニ御座候、何も難有奉存候旨御請申上、退出仕候、

八月廿九日

- 一、於御会所三御奉行様御五手惣奉行江被仰渡候は、只今迄夜之内より御普請場江相詰、卯上刻より御普請仕候得共、次第ニ寒氣も強候間、下々も劳何も可及難義候、惣様旁候てハ還而御普請之はかも参兼候間、明九月朔日よりハ明六ニ小屋小屋を罷出、御普請可仕候、仕廻候時分は七過仕廻せ可申候、小屋之遠近ニより御普請場江罷出候遅速之義ハ不苦候由被仰渡候ニ付、何も難有趣御請申上候、
- 一、右之節被仰渡候は、右之御宝塔取納候以後御かいこ仕り、一手より侍番人二人充申刻より卯刻迄夜中計差置可申候、から井致様は鶴飛驒に委細被仰付候、四方ニ張申候幕之義、大業院ニ有之候ニ付、従公儀被仰付候由被仰渡候、
- 一、石之御宝塔・割候石のかけ共、其辺之石矢来おれくたけ候をも猥ニ捨申間敷候、但同所石垣之込石などにハ用可申由被仰渡候、

九月朔日

一、今昼松平備前守様・保田甚兵衛様・山下五郎右衛門様より御五手惣奉行被招御会所被仰渡候は、今朝之地震故只今迄之御普請令破却、別而氣之毒ニ思召候、御手伝方ニも何も被出精段々御普請出来候処、令破却之段難義ニ可被存候、前々之御普請さへ当年中には出来兼可申と思召候処、猶以今度及大破候間、今朝以飛脚江戸御伺被成候、此御左右申来迄御普請御待可被成候哉、何もは如何被存候と被仰候処、玄蕃申上候は、如御意今朝之大地震故段々出来之御普請及破損難義仕候得共、其段は大変之義無是非奉存候、自是以後御普請之義乍憚私奉存候は、惣丁場大分之御破損ニ御座候得共、既ニ御普請仕候日数相考候得は、只今迄漸三十日ほどニ而請取之丁場三ヶ二之出来と奉存候、左候得は自是末霜月比迄之日数ハ、八・九十日も御座候、尤次第ニ短日ニ罷成、天気も悪敷可有御座候得共、其段は如何程も人数を増、いきほひを付、下知仕、弥以精を出させ候へ、当年中ニは御普請成就可仕様ニ奉存候、兼て越中守申付候も、ヶ様之所ニ而別而相勤候儀、御奉公と奉存候由申付候間、今日ニ成共被仰付次第少もはやく御普請ニ取懸り申度奉願候由申上候得ハ、備前守様を始、甚兵衛様・五郎右衛門様御一同ニ早速神妙成御請申上候通尤至極ニ被思召候、何も様御心付無之義を玄蕃申、別而御満足ニ被思召候、いさぎ能申様ニ而何も様ニも御きはひ被成候、左候は、江戸よりの御一左右御待被成、御普請之義可被仰付と思召候得共、御急之御普請ニ一日も御待被成候段、如何ニ被思召候之間、明日より取付御普請可申付候、御手伝中何も左様ニ相心得可申由被仰渡、御五手

之物奉行退出之節、弥御普請取付候義、後刻可被仰遣由備前守様被仰聞候、

一、右御会所参会之面々鈴木長兵衛殿・大石忠左衛門・内山清左衛門・坂本三郎兵衛・鶴飛驒其外備前守様御家来、御五手之本ノ同御普請方奉行相詰罷在候、

一、同日晩、從松平備前守様弥明日より御普請ニ取付せ可申由被仰越候ニ付奉畏候由、致御請候、

九月三日

一、於御会所松平備前守様・山下五郎右衛門様以御書付被仰渡候趣、左ニ記之、

一 覚

一、平築石 表沓尺六寸より沓尺九寸迄、

跡面八寸扣三尺より三尺五寸迄、

右之石五手より石切拾人充、日雇石切請負之者より為出、毎日奉行を出切出させ可被申候、以上、

九月三日

九月四日

一、從松平備前守様今日玄蕃方江以御手紙殿様於江戸御老中様江被遊御伺、御登山可被成之由被仰渡候、

九月五日

一、於御会所松平備前守様・山下五郎右衛門様・御五手本ノ役江被仰候は、諸職人并請負之者共惣而訴訟かましき義申候は、鈴木長兵衛殿并御被官江相談之上可申上候由被仰渡候、

九月六日

一、於御会所松平備前守様・山下五郎右衛門様・御五手本ノ役江被仰候は、石垣之義表立候場所之分は少々之石垣目違等も築直し候様ニと被仰渡候、

一、右之節御被官・御五手本ノ役江申候は、石矢来并岩岐等ニ入申候ちきりだほそ敷かね之儀は従公儀被仰付候、御石垣之入用之分は御手伝方より出申筈候由申渡候、

九月八日

一、今朝松平備前守様・保田甚兵衛様・山下五郎右衛門様・御五手惣奉行本ノ役・御普請奉行廿五人不残被招御会所被仰渡候は、此度地震ニ付於江戸御老中様甚兵衛様江被仰渡候は、此上も地震ゆり可申様ニ上ニ而も被思召候間、御修復之義猶以念を入、重而及大破不申候様ニ可仕候、御普請年を越候共、其段は御構無之候、場所により或ハ土手などニ而致土留、或ハ石垣高所はひきく仕候而も見分ニは御構無之候由被仰聞候之間、御五手存寄之儀御普請致様一手切ニ書付差上可申候、縦書付之内悪敷事有之候共、其段は三御奉行様御了簡之上可被仰渡候間、二・三日中ニ書付差上可申候、只今取付候所ハ

大勢之人足相止申義ニハ無之候間、此段は鈴木長兵衛殿并御被官江承可申付由被仰渡候、

一、從三御奉行様御五手惣奉行江以御廻状被仰渡候趣、左ニ記之、明日は節句其上御普請之もくろミ致候義有之候間、御普請相止、人足可有御休候、次先刻於会所申談候五手之衆御普請存寄之書付、明日中備前守宿坊江銘々可有御持參候、以上、

九月八日

山下五郎右衛門

保田甚兵衛

松平備前守

江口三郎右衛門殿奉

木村縫右衛門様奉

近藤惣兵衛殿奉

井関内蔵助殿奉

津軽玄蕃殿奉

一、三御奉行様御五手惣奉行江以御書付被仰渡候趣、左ニ記之、

覚

一、御山之内火事出来之節は、御官方御手伝三組之衆は御宮・仁王門前御堂方、二組之衆は御同所惣門前江早速相詰在之、此方差凶次第可被相勤事、

一、地震甚候共相止不申候内、面々丁場江被出候義無用ニ候、地震止候以後被罷出、御普請場被見届候様子可被申聞候事、

一、惣而火事・地震之砌、面々小屋并宿坊火之用心別而被入念尤候事、

以上、

九月八日

九月九日

一、於御会所從三御奉行様以御書付被仰渡候趣、左ニ記之、

覚

先日申渡候平築石之儀、以上百本切立候は石切出候義無用ニ可被致候事、

九月九日

九月十日

一、今日は御門跡構惣丁場被遊御見分候間、三御奉行様御会所江御出不被成候、自然御急用之義も有之候は、後刻御宿坊江致伺可申上旨、御五手本ノ役江御差図被成候、

九月十二日

一、於御会所三御奉行様本ノ役江被仰候は、当御丁場奥院御下段之土居堅め候千本杭、大衆院之裏ニ有之候栗木請取可申候、此段大衆院江も則御断被成候由被仰渡候、

一、当御丁場奥院御下段土居ニ築足候土之儀、御宝塔足代土俵之土用可申由鈴木長兵衛殿被申渡候、

九月十五日

一、切抜石矢来四半石出来仕兼候は、御手伝方ニ而切立、日雇代冬木屋方より請取可申由於御会所三御奉行様・御五手本ノ役江被仰渡候、

一、右之節三御奉行様・御五手本ノ役江被仰候は、椎名伊予毎日毎日御鑄物之次第御五手立合之役人順々番次第鶴飛驒方江以手紙可申達旨御差図被成候、

一、御宮・御仏殿・御宝塔岩岐下江築堅め申候石灰御五手江拾石充請取可申候、仕様之義は鶴飛驒委細可申談候間、相尋可申由御五手本ノ役江鈴木長兵衛殿被申渡候、

九月十六日

一、於御会所三御奉行様・御五手本ノ役江被仰候は、明日如恒例御祭礼有之候間、道筋掃除可申付候、石等猥ニ有之候所直し可申候、且又道筋之沙持候而有之候、是は先規之例ニ而定而山口忠兵衛方より可申付候間、ケ様之義は無構掃除等可申付旨被仰渡候、

一、右之節被仰候は、明日御祭礼ニ付御普請仕候義御祭礼前は相止、諸人足支度為仕罷在、御一左右次第罷出、所々御普請可仕旨被仰渡候、

九月十八日

一、今朝於御本坊玄蕃御料理致頂戴候ニ付、從殿様伝法院迄御礼状被遣可然由、三御奉行様玄蕃へ御差図被成候、

九月十九日

一、於御会所三御奉行様御宮方惣奉行江被仰候は、切抜石矢来之石切共常之刻限ニ罷出候、明日よりハ早天より罷出、極晩迄切候様ニ可申付旨被仰渡候、

一、御宮・御宝塔木形、鈴木長兵衛殿ニ而被申付候、就其御宮方御三手より人足式人充順番ニ長兵衛殿江可差遣之旨、御三手本ノ役江鶴飛驒申渡候、

九月廿三日

一、從三御奉行様御五手惣奉行江以御廻状被仰渡候趣、左ニ記之、

今日豊後守殿御宮・御堂御普請場御見分候而先御掃、其已後久次郎椎名小屋場江御越候間、各御申合右小屋掃除等能々御申付可有之候、以上、

九月廿三日

山下五郎右衛門

保田甚兵衛

松平備前守

江口三郎右衛門殿奉

木村縫右衛門殿奉

近藤惣兵衛殿奉

井関内蔵助殿奉

津輕玄蕃殿奉

一、阿部豊後守様御普請場御見分相濟候ニ付、御宿坊照尊院江御五手惣

奉行申合可致伺公之旨、三御奉行様玄蕃江御差図被成候、

九月廿四日

一、今日も阿部豊後守様御普請場御巡見、明日日光御発駕ニ付、御五手惣奉行豊後守様御宿坊照尊院へ申合可致伺公由、三御奉行様玄蕃江御差図被成候、

一、於御会所三御奉行様御五手惣奉行江被仰候は、今度阿部豊後守様御宮・御堂御見分、且亦家来衆於御普請場懸御目候段、江戸并御在所江も申遣忝思召候由、豊後守様江御礼被仰達候様ニと御差図被成候、

九月廿九日

一、於御会所三御奉行様本ノ役江以御書付被仰渡候趣、左ニ記之、  
覚

九月廿九日

修学院惣廻石垣、此度ニツ並引下築直し、矢来如元取付可被申事、

九月廿九日

九月晦日

一、於御会所三御奉行様本ノ役江以御帳面御本坊破損御修復之義被仰渡候趣、左ニ記之、

御本坊破損見分帳

津輕越中守丁場

一、客殿違棚取付きは引放、同内法長押袋棚鴨居付際明き、東北之隅柱東之方江ゆかミ、納戸構張付浮上り申候、

是は違棚仕付際内法長押其外直張付繕可申候、但張付繕難成所は張直可申事、

一、二之間南方江曲小壁張付浮上り申候、

是は曲直し張付繕可申候、但繕難成所ハ帳直し可申事、

一、三之間南方江曲小壁張付浮上り四分一落、御仏壇之間張付一間

ふち共ニ放、其外少々引放申候、

是は曲直し張付繕可申候、但繕難成所ハ張直し可申事、

一、四之間張付浮上り申候、

是は繕可申事、但繕難成候ハ、張直可申事、

一、麝香之間床落懸り、同懸込之所落懸ケ共ニ落四分一放候、

是は直し落懸ケ四分一打可申事、

一、御中間四分一落切、日縁南西之隅短柱浮上り申候、

是は直し可申事、

一、御寄付床向張付浮上、四分一所々落申候、

是は繕可申事、

一、御玄関西之方江引放付、鴨居落懸ケ四分一落申候、

是は強梁仕懸ケ直し可申事、

一、中台所より雜司江之廊下東之方江曲り桁引放申候、

是は曲直し桁取付可申事、

一、物置仕切はめ引放申候、

是ははめ直し可申事、

一、三間部屋西南之方江ゆかミ、戸障子明立不自由ニ御座候、

是は曲直し可申事、

一、同所前場殿北之方江曲下り申候、

是は曲下り直し可申事、

一、同所より客殿仏壇江之廊下あか棚外したミ引放申候、

是はしたミ取付可申事、

一、惣風呂屋東南江曲樽縁下り申候、

是は曲直し下り候所上ケ可申事、

以上、

一、右之節御本坊御座敷廻御修復、丹羽若狭守様・内藤左京亮様江も被仰渡候、

一、右之節大案院修復真田伊豆守様、龍光院修復戸沢能登守様江被仰渡候、

十月六日

一、於御会所三御奉行様御宮方御三手惣奉行江以御書付被仰渡候趣、左ニ記之、

御宮方

一、十日御岩岐引、十一日ニ上ケすへ、十二日・十三日鑄からくり

出来、

一、十四日に御縁すへ、十五日御縁御岩岐江鑄からくり、

一、十六日に下胴御胴筒すへ、十七日・十八日両日に鑄からくり、

一、十九日に御組物すへ、其日に鑄からくり、

一、廿日御屋ね上ケ、上之かくし筒すへ、廿一日に鑄からくり、

一、廿二日・三日に上磨色付共ニ出来、

ノ日数十四日

十月六日

一、從鶴飛驒方以廻状申渡候趣、左ニ記之、

御宝塔御縁石切之方江手伝不足之由申候、御證文之時其段申達候

趣ニ、左様ニ被成候而ハ九日切ニ出来不申時手伝不足故出来不申

と可申候、其節如申候五人充之手伝ニ而ハ不足ニ候、被仰付可被

遣候、殊今日御縁石御引上候様ニと昨日より申達候、其段御三人

之義ニ御座候間、被仰合、埒明申候様ニ可被成候、以上、

猶々九日ニ御縁出来不申候得は、十一日ニ御宝塔御引被成候事

不罷成候故、如斯御座候、以上、

十月六日

鶴飛驒

江口三郎右衛門様

近藤惣兵衛様

津軽玄蕃様

十月七日

一、於御会所三御奉行様御五手惣奉行江被仰候ハ、御普請之義御急ニ付

鹿相ニ成候様ニ取沙汰有之候間、此以後念を入可申付由被仰渡候、

十月八日

一、三御奉行様御五手惣奉行被招御会所被仰渡候ハ、何れの手ニ而候哉、

鳶之者歎人足之内博奕をいたし、裸ニ成候様成義被及御聞候、尤御

目付衆も自然御聞候ハ、押込被捕候様成義有之候は、御普請も大方

相濟候上、虚事出来候而ハ何もニも難義ニ可存候、御奉行様方ニも

御迷惑ニ思召候間、左様成心当り無之候哉と御尋候ニ付、御五手共

ニ申上候は、小屋小屋之門出入堅申付、随分吟味仕候間、左様成存

当り無御座候由、銘々ニ申上候、追而被仰候は、右之族之者并頭支

配致差図候義相背候者有之候ハ、日光ニ差置不申、暇を出し可申候、

尤日光ニ左様之いたつら者致宿者ハ有之間敷由被仰候、

一、於御会所三御奉行様被仰候は、御宮方御宝塔御地盤石引上、且亦敷

候ニ頭取致候は、小奉行ニ而御用滞申候間、御普請方奉行老人充出

し候様ニと御三手本メ役江被仰渡候、

十月九日

一、三御奉行様御宮方御三手之惣奉行被招御会所御宮方御宝塔御鎮座御

遷宮御供養之御日限、従日光御門跡様被仰出候由ニ而御書付御渡被

成候趣、左ニ記之、

覚

一、廿六日 御安鎮御地祭

一、廿七日 從御仮殿御本社江御遷宮

一、廿八日昼 於御本社御法事、晚從御本社奥院江御遷座

一、廿九日 御宝塔御供養

以上、

亥十月九日

一、右之節三御奉行様玄蕃江被仰候は、殿様御登山之儀御宮方御手伝様

被仰合、於江戸御老中様江御伺、当月廿四日・五日兩日之内御登山

可被成由被仰渡候事、

一、御宮方御宝塔御鑄物奉引候訳、鈴木長兵衛殿以書付被申渡候趣、左ニ記之、

覚

一、御地盤下御胴筒

此實目式千四百五拾壹貫貳百拾七匁五分

一、御縁御胴筒組物

此實目千五百拾貫七百八拾五匁

一、御屋ね 九輪井上之隠筒

此實目九百七貫貳百七拾五匁

合四千八百六拾九貫貳百七拾七匁五分

但拾五ニ割、

老万石ニ付、

三百式拾四貫六百拾八匁五分

七ツ分 内

式千貳百七拾貳貫三百式拾九匁五分

但百七拾八貫八百八拾八匁五分重し

五ツ分

千六百式拾三貫九拾式匁五分

但百拾式貫三百七匁五分輕し

若狹守殿

三ツ分

九百七拾三貫八百五拾五匁五分

但六拾六貫五百八拾目五分輕し

左京亮殿

越中守殿

若狹守殿

左京亮殿

越中殿

十月十日

一、御宮方御宝塔御鑄物久次郎村從椎名小屋場奉引候日限、三御奉行様被仰渡候趣、左ニ記之、

十月十日

同十二日

同十三日

兼而は右之通被仰渡候之処、内藤左京亮様御手ニ而は十一日、当御手

ニ而八十二日ニ可奉引之旨、今日重而被仰渡候、

十月十一日

一、於御会所三御奉行様玄蕃江被仰候は、今度御遷宮ニ付殿様御登山之儀、先達而は来廿四日・廿五日兩日之内日光御到着被成候様ニと被仰渡候得共、御遷宮之御日限相延申候間、右之日限ニは御登山ニ及不申候由被仰渡候、

十月十六日

一、於御会所三御奉行様より御遷宮之節從御宮方御三手警固出候義、且亦餘石置所御五手惣奉行江御書付以式通被仰渡候趣、左ニ記之、

覚

一、從御飯殿御本社江御遷宮之時分、御手伝方三手より警固可被出

之候、

石之鳥居兩脇

丹羽若狹守

給人 貳人

足輕 貳拾人

新宮馬場江

内藤左京亮

給人 貳人

足輕 拾人

別所江之道通

津輕越中守

給人 貳人

足輕 拾人

右之外家老并本ノ役御普請方奉行可被出候、但警固之様子は至尔其節可致差図候、是は兼而為心得前廉より書付相渡置候、以上、

十月十六日

餘石置場之覚

一、三仏堂後、此度御宝塔引上候道際之事、

右は丹羽若狭守・内藤左京亮方より運置可申事、

一、大衆院前明地池之端之事、

右は真田伊豆守・津輕越中守方より運置可申事、

一、御殿之内事、

右は戸沢能登守方より運置可申事、但能築石之分は新宮後辺

江積置、栗石之分は御殿之内ニ片付置可申事、

右之分心得可被申候、左候は並能片付可被差置候、以上、

十月十六日

一、於御会所三御奉行様支蕃江被仰候は、御人数をも段々返し、鉢石御小屋をも勝手次第取払候様ニ可仕由被仰渡候、

一、今朝御宝塔御笠当御手ニ而奉上之候砌、三御奉行様支蕃江被仰候は、

御堂方御手伝ニも為見習候間、呼寄可申旨御差図被成候付、則申遣候処、真田伊豆守様本ノ役鈴木治部右衛門・原与三兵衛、戸沢能登守様本ノ役舟生源右衛門・納庄太夫參見申候、

一、御宝塔御鑄物洗立御色付之御用ニ入申候間、半切桶拾五差渡、貳尺五寸・高卷尺貳寸御宮方御三手より五充致支度置、御宝塔御入用ニ出し、其後椎名伊予ニ借シ候様ニと御三手本ノ役江出、御会所鶴飛驒申渡候、

十月十七日

一、御宮 御堂 御遷宮 御入仏之御日限從日光御門跡様被仰出候由ニ

而、於御会所三御奉行様より御書付支蕃江被成御渡候趣、左ニ記之、

御宮方

十一月六日 辰中刻

奥院安鎮地鎮

同七日 戌刻

御本社江 御遷宮

同八日 辰刻

御本社御法事

同日 戌刻

奥院江 御遷座

同九日 巳刻

御宝塔供養并於御本地堂読経

以上、

御堂方

十一月十日 辰中刻

御廟地鎮安鎮

同十一日 戌刻

御宝塔江 御入仏

同十二日 巳刻

御宝塔供養并於三仏堂読経

以上、

一、右之節三御奉行様玄蕃江被仰候は、殿様御登山之儀御宮御手伝様方被仰合、於江戸御老中様江御伺、来月三日・四日兩日之内日光御到着被成候様ニと被仰渡候、

十月十八日

一、於御会所三御奉行様御五手惣奉行江以御書付被仰渡候趣、左ニ記之、

御宮方

一、十一月六日辰之刻御宮奥院御安鎮地鎮之節、御手伝方三手より

二王門前警固之事、

一、同七日戌之刻從御仮殿御本社江御遷宮之刻、口々警固并自分紋

付之灯燈可被出之事、

一、同八日辰之刻於御本社御法事之節、仁王門前警固之事、

一、同日戌之刻奥院江御遷座之刻、右同所警固并灯燈可被出事、

一、同九日巳之刻奥院御供養之時分、右同所警固之事、

御堂方

一、十一月十日辰之刻御廟御安鎮地鎮之節、真田伊豆守・戸沢能登守兩手より惣門前警固之事、

一、同十一日戌之刻御入仏之節、右同所兩手より警固并自分紋付之灯燈可被出事、

一、同十二日巳之刻、於三仏堂御供養之節警固之事、

以上、

一、御遷宮之節警固足輕置様老間ニ一人充、尤灯燈同断、給人は染小袖麻上下可着旨三御奉行様於御会所御三手本ノ役江被仰渡候、

一、御宮方奥院御中段・御下段最早掃除等も出来仕候間、出入留可申由鈴木長兵衛殿被申渡候、但三御奉行様次ニ御役人方罷通候義は各別之由被申候、

十月廿二日

一、於御会所三御奉行様御五手本ノ役江以御書付被仰渡候趣、左ニ記之、

覚

一、樽木六百挺

右五手ニ割、老手江百式拾挺充、

一、樽木四百七拾挺

右五手ニ割、老手江九拾四挺充、

惣高ノ千七拾挺

但一手江兩様之數式百拾四挺、

右は樽木江戸より乙女河岸迄着船候之間、彼場所迄人遣請取之当所御藏迄相届、御殿番江可被相渡候、以上、

外

一、漆三桶

右は同前ニ候間、戸沢能登守一手江請取之、御殿迄歩行夫ニ而相届、御殿番江可被相渡候、以上、

十月廿二日

十月廿五日

一、從松平備前守様御五手惣奉行江御廻状之趣、左ニ記之、  
以手紙申入候、御宝塔御棟札ニ御手伝方之官位・実名御書付被成之  
由從伝法院申来候之間、委細被相注候而我等方迄可被差越候、以上、

十月廿五日

松平備前守

江口三郎右衛門殿奉

近藤惣兵衛殿奉

津輕玄蕃殿奉

木村縫右衛門殿奉

井関内蔵助殿奉

十月廿六日

一、椎名小屋御鑄物場江立合候御五手之下奉行御会所江被召出、三御奉行様被仰渡候は、兩御宝塔共ニ首尾能御成就珍重ニ思召候、最早候も立合之義并足輕番人共ニ勝手次第引取可申由被仰渡候、  
一、三御奉行様御五手本メ役江被仰候は、御宝塔鑄立候かねのろ不残大谷川深き所江沈め可申旨御差図被成候、

十月廿七日

一、於御会所三御奉行様御五手惣奉行江以御書付被仰渡候趣、左ニ記之、

覚

一、椎名小屋場兩御宝塔奉鑄之候場所之分竹矢来可被申付事、

一、御宮方御手伝之面々は来月九日迄ニ諸事被相仕廻、御扶持方も

九日切ニ請取、十日ニ引弘可被申事、

一、御堂方御手伝之面々は来月十二日迄に諸事被相仕廻、御扶持方

も十二日切ニ請取、十三日ニ引弘可被申事、

右之通ニ候之間、於爰元被申聞候御用之義共段々此方江相尋可被申候、以上、

十月廿七日

一、右之節三御奉行様御三手惣奉行江被仰候は、御宮方御手伝御三人様

ニは九日於御本地堂読経相濟候へ、則日御下山被成可然由被仰渡候、

一、又被仰候は、今度御手伝方御五手様御登山被成候は、兼而は御普請

首尾能相濟候ニ付、三御奉行様御祝儀之御振廻ニ御出可被成と思召

候得共、御遷宮御入仏御用昼夜打続御出被成候様ニ無御座候間、此

度は御延引被成、於江戸緩々御祝可被成候由被仰渡候、

十月廿八日

一、於御会所三御奉行様御五手本メ役江被仰渡候趣、左ニ記之、

覚

一、四半石残候分御殿御地内江並能積置るべく候、場所は御殿番之

衆相談可被申候事、

一、河原ニ被割置候九拾壹本平築石之分、長坂御産之宮地内明場ニ並能積置可被申事、

一、戸沢能登守方長坂ニ在之丸築石百本、右之所ニ可被差置候事、  
十月廿八日

一、面々御請取之御丁場境杭、今日より取可申由三御奉行様被仰渡候、

十月廿九日

一、於御会所三御奉行様御三手惣奉行江被仰候へ、御普請場所々御番人今日より取引可申由被仰渡候、就其玄蕃申上候は、御普請場仮番所之外御厩之脇・仁王門前兩所御番所之義は前々有来候御番所之義ニ御座候間、何方江相渡可申哉と申上候処、備前守様被仰候は、大衆院江相断可申候、前方より神人相勤候番所ニ候、弥今晚中右兩所之番所被請取候様ニ此方より大衆院江可被仰遣候由被仰候付、弥御宮方之御番所今日引取候段被仰渡候趣、私共方よりも大衆院江相断可申由申上候得は、尤之由被仰候、

一、右之義ニ付其後三御奉行様より大衆院よりの手紙御差添、以御廻状被仰渡候趣、左ニ記之、

先刻申達候御宮御番所之義、今晚は請取申義難成之由従大衆院如斯返答申来候間、御宮之三ヶ所は明日より番人引せ可被申候、奥院は今晩より引せ候ても不苦候、以上、

十月廿九日

山下信濃守

保田美濃守

松平備前守

江口三郎右衛門殿奉

近藤惣兵衛殿奉

津輕玄蕃殿奉

右三御奉行様江従大衆院之手紙之趣、左ニ記之、

御手紙拜見仕候、御宮方奥院より所々御手伝方番人今晚より此方江被仰渡候様ニと被仰渡候旨奉得其意候、乍然今晚俄ニも此方之番人出し兼申候、神人等は一里二里脇在郷ニ罷在候間、明日より請取申様ニ仕度候、御手伝方より此方江断御座候へ、左様ニ可申候間、其御心得被成可被下候、以上、

十月廿九日

大衆院

松平備前守様

保田美濃守様

山下信濃守様

十一月朔日

一、松平備前守様仁王門内御蔵前にをひて玄蕃江被仰聞候は、追付堀田下総守様御見分ニ御出候之間、玄蕃・本メ・御普請方奉行羽織立付ニ而仁王門内左之方ニ可罷在候、近藤惣兵衛・本メ・御普請方奉行ハ陽明内之外左之方ニ可罷在候、江口三郎右衛門・本メ・御普請方奉行は陽明門之内左之方ニ可罷在候、此段三郎右衛門・惣兵衛江も可申通由御差図被成候付、則其旨兩人江相達候、

十一月四日

一、於御会所三御奉行様御三手惣奉行江以御書付被仰渡候趣、左ニ記之、  
覚

一、人足拾八人 丹羽若狭守

外 侍式人 上下着

宰領式人

一、人足拾七人 内藤左京亮

外 侍式人 上下着

宰領式人

一、人足拾五人 津輕越中守

外 侍式人 上下着

宰相式人

右之通明五日之朝五ツ時御本坊迄被相越、兩役者衆得差図候様ニ可被申付候、以上、

十一月四日

一、於御会所三御奉行様御宮方惣奉行江被仰渡候は、御遷宮御規式中御三手張番所前火之番衆、御役人衆之外は通し申間敷由御差図被成候、

一、御地祭穴掘候事御丁場之構ひ無之、御宮方ハ三手、御堂方は二手立

合掘可申候、掘申様子ハ大楽院へ差図を請可申旨、於御会所三御奉行様・御五手本ノ役江御差図被成候、

一、御宮方御宝塔御扉御棟札之文字ニ紺青を入可申由、三御奉行様・鶴飛驒を以御三手本ノ役江御差図被成候、

十一月五日

一、於御会所三御奉行様御五手惣奉行江御書付以二通被仰渡候趣、左ニ記之、

御宮方

十一月六日 辰刻

奥院安鎮地鎮

同七日 戌刻

御本社江御遷宮

同八日 辰之刻

御本社御法事 御名代束帯何もは衣冠可然候、

同日 戌刻

奥院江御遷座 衣冠可然候、

同九日 巳刻

御宝塔供養并於御本地堂読経

御名代束帯何もは衣冠可然候、

以上、

御堂方

十一月十日 辰中刻

御廟地鎮安鎮 長袴可然候、

同十一日 戌刻

御宝塔江御入仏 衣冠可然候、

同十二日 巳刻

御宝塔供養并於三仏堂談経

御名代束帯何もは衣冠可然候、

以上、

十一月五日

覚

一、十一月六日之朝五前より兼而申渡候之通、三手之衆より石之御

鳥居左右、新宮馬場口大楽院江之道口、御規式中警固可被出事、

一、家老中は七日之夜御飯殿より御本社江御遷宮之砌、慰斗目半上

下ニ而仁王門岩岐下一方ニ並居可被申候、其外出被申候義ハ無  
用候事、

一、本メ役御普請方奉行中は、是又慰斗目半上下ニ而明六日より来

九日迄御規式之内警固之場所江罷出、諸事可被申付候、且亦其

外之給人之分は何も染小袖半上下ニ而可有警固事、

十一月五日

一、從三御奉行様御三手惣奉行江以御廻状被仰渡候趣、左ニ記之、

明日も今日之通杖突人足御申付、大楽院迄四ツ時過参候様ニ可有

御申付候、從大楽院差図可被申候、以上、

十一月五日

山下信濃守

保田美濃守

松平備前守

江口三郎右衛門殿奉

近藤惣兵衛殿奉

津輕玄蕃殿奉

於江戸是より左被仰渡之覚

十一月廿日

一、今日阿部豊後守様より御奉書参候、是は日光御修復出来御遷宮御規  
式相濟、御帰府ニ付明朝御目見依被仰付候也、

十一月廿一日

一、昨日從阿部豊後守様御奉書参候候付、今朝辰后刻御登城被遊候処、  
御目見被仰付、其上御懇上意ニ而堀田筑前守様御取合有之御城御退

出之節、堀田筑前守様・戸田山城守様・阿部豊後守様・牧野備後守  
様・大久保加賀守様江御出被遊、夫より直ニ真田伊豆守様江御振廻

ニ御出被遊、戌之刻御帰被成候、

十二月三日

一、松平備前守様於御宅三御奉行様并鈴木長兵衛殿御列座御五手御家来

江以書付被仰渡候趣左ニ記之、

覚

本メ役之衆老人・御普請奉行衆・老人并下勘定之衆老人、此分は

御当地江被相殘、右之外家老衆・本メ衆共ニ勝手次第在所江被罷

越、来二月廿日前後可被相越候、但此内被替度衆是又勝手次第可

被致候、以上、

十二月三日

十二月五日

一、御老中様御連状之御奉書戸田山城守様より参候、明六日於二之御丸御能見物被仰付之旨、則御請、戸田山城守様迄戸沢弥五兵衛持参之、

保田美濃守

松平備前守

十二月六日

一、昨日御奉書参候付今朝卯刻御登城、御能見物、御料理御頂戴被遊、其上堀田筑前守様御取合御目見被仰上之、御城御退出之節右之為御礼戸田山城守様・堀田筑前守様・阿部豊後守様・牧野備後守様・大久保加賀守様江御出被遊、夫より申刻御帰被遊候、

種橋助之進殿

岡田長兵衛殿

鈴木治部右衛門殿

原与惣兵衛殿

大島半兵衛殿

穂高兵右衛門殿

納庄大夫殿

舟生源右衛門殿

田村藤大夫殿

堀伝左衛門殿

十二月七日

一、辰中刻前田右近大夫様江御出、彼御宅ニ而真田伊豆守様・戸沢能登守様御待合、四過御同道ニ而御登城、已下刻御帰被成候、是は昨日於二丸御能見物被仰付候為御礼御登城也、

十二月十四日

一、從三御奉行様御五手本ノ役江以御廻状被仰渡候趣、左ニ記之、

十二月十一日

一、今日松平備前守様・保田美濃守様・山下信濃守様より以御手紙御五手御家来江被仰渡候寛、左記之、

以手紙申入候、先日之書付ニは御普請方奉行老人被相残候様ニと申候得共、本ノ役之衆老人居被申候得は、差当御用相济候間、左候得は御普請方奉行之面々は勝手次第是亦在所江被参候様ニ可被

以手紙申入候、然は冬木屋市兵衛・石屋甚右衛門・伊勢屋太右衛門・飾屋久右衛門・左兵衛此者共又々内借願候由、我等共其方江申来候間、右之者共各江被呼寄、残金之員数等被遂吟味書付被申候而、此方江可被申聞候、来十八日御金請取候様ニ可然候、以上、

十二月十四日

山信濃守

保美濃守

松備前守

致候、以上、

十二月十一日

山下信濃守

種橋助之進殿

原与惣兵衛殿

鈴木治部右衛門殿

大島半兵衛殿

納庄大夫殿

舟生源右衛門殿

田村藤大夫殿

堀伝左衛門殿

十二月廿四日

一、松平備前守様御家来天野六蔵・西山治五右衛門方より參候手紙之写、  
左ニ記之、

以手紙致啓上候、然は御奉行衆被仰候は、此度御用之儀ニ付而何  
そ御伺被成候義も御座候哉、各被仰談御返答次第明日何も御寄合  
候様ニ可被致候間、此段拙者共より可申進旨ニ御座候、左候は鈴  
木長兵衛殿并御被官衆江も被參候様ニ可申遣由ニ御座候、明朝飯  
後より昼迄之内備前守在宿被申候、其以後は祝儀振廻娘方江被罷  
越候、余日無之候間、御伺之義有之候へ、明日と被存候、以上、

十二月廿四日

西山治五右衛門

天野六蔵

津輕玄蕃様

種橋助之進様

鈴木治部右衛門様

大島半兵衛様

納庄大夫様

一、從御被官衆參候手紙之写、

以手紙令啓上候、然は日光棟梁木挽内借仕度由申候、奥列之義前  
方御家老中被成候処、大形御在所江御越候様に承候、就其此度は  
各奥書御判被成候ニと御奉行衆被仰候間、左様ニ御心得可被成候、  
則棟梁共手形持參仕候間、御判被成可被遣候、為其如斯御座候、  
以上、

十二月廿四日

内山清左衛門

坂本三郎兵衛

大石忠左衛門

種橋助之進様

大島半兵衛様

田村藤大夫様

原与三兵衛様

納庄大夫様

天和四甲子年

正月廿七日

一、今日於松平備前守様御宅御五手本メ被召寄、三御奉行様被仰渡候は、  
御普請方奉行之義御勘定ニ構申義無之候間、御主人御用之儀は各別  
何も罷登候儀無用ニ可申遣旨、尤江戸ニ罷在候御普請方奉行之儀も  
右之通ニ候間、罷下候義は勝手次第ニ可仕旨被仰渡候、

貞享元甲子年

三月廿三日

一、松平備前守様御家来天野六蔵・西山治五右衛門方より手紙参候趣、左ニ記之、

明廿四日之晚大久保加賀守様江御奉行衆御越候筈ニ候、其前各之内御老人充備前守宅迄八時御出可被成候旨御座候、為其如斯御座候、以上、

三月廿三日

天野六蔵

西山治五右衛門

種橋助之進様

岡田長兵衛様

鈴木治部右衛門様

原与三兵衛様

大島半兵衛様

穂高兵右衛門様

納庄大夫様

舟生源右衛門様

田村藤大夫様

堀伝左衛門様

三月廿九日

一、松平備前守様御家来西山治五右衛門方より廻状之趣、左ニ記之、

以手紙致啓上候、然は日光御普請ニ付各様始何も御受取被成候御

扶持方惣員数別紙之書付市川孫右衛門殿・樋口又兵衛殿より参候、内々被申達候通此分は別帳ニ二冊ニ御認被成候様ニと被申候、各左様御心得可被成候、以上、

三月廿九日

西山治五右衛門

種橋助之進様

岡田長兵衛様

原与惣兵衛様

鈴木治部右衛門様

大島半兵衛様

穂高兵右衛門様

納庄大夫様

舟生源右衛門様

田村藤大夫様

堀伝左衛門様

(弘前大学人文学部教授)